

にじが丘老人会慶弔慰規定

第1条 会員が満80歳に達したときは、お祝金3,000円を贈り、敬意を表する。

第2条 会員が死亡したときは、葬儀に参列し、ご香典5,000円を霊前に供し、弔意を表する。

附則 本規定は、平成27年9月19日から施行する。

にじが丘老人会旅費規定

第1条 1 会員が事業に伴い出張する場合は、次の費用を支給する。

2 会員が市内に半日程度出張する場合は、バス代として500円を支給する。

3 会員が市内に全日程出張する場合は、バス代及び弁当代として1,000円を支給する。

4 会員が市外に出張する場合は、別途協議する。

第2条 本会の役員会に出席の場合は、弁当等を給する。

附則 本規定は、平成27年9月19日から施行する。